

地域貢献計画記載要領

茂原市内に特定小売店舗¹を設置される卸売・小売業及び飲食業の事業者の方は地域密着型産業として消費者と直接の接点を有しており、その特性から地域社会への貢献が期待されています。しかしながら、地域社会への貢献活動は、あくまでも特定小売店舗の新設届出者が地域住民等との十分なコミュニケーションのもと、各自が判断し実行するもので、茂原市が計画の策定及び実施を強制するものではありません。ただし、大規模小売店舗立地法の指針にも述べられているように「真に豊かな地域コミュニティの構築」に向けて、関係者の皆さんがそれぞれの立場から積極的な貢献を行うことを期待しています。

以下は茂原市商業振興基本条例施行規則第4条の届出様式の記載及び添付書類について説明したものです。

1. 地域貢献計画について

(1) 地域づくりの取組みへの協力

茂原市が行う中心市街地活性化への協力
商工会議所及び商店会への加入
地域イベントへの協力
防犯・青少年非行防止への協力
地域防災への協力

(2) 地産地消への取組みへの協力

市内製品の販売促進・需要拡大への協力
地元企業への積極的業務委託

(3) 地域雇用確保への協力

市内からの雇用
安定的雇用

(4) 撤退時の対策

早期の情報提供
後継店の確保

変更(第4条第2項)の届出をしようとする場合で、新設時等に地域貢献計画を提出してある場合は、地域貢献計画についての記載は不要です。

2. 添付書類について

(1) 新設(第4条第1項)及び変更(第4条第2項のうち、店舗面積を変更)しようとする場合

建物の位置及びその建物内の卸売・小売・飲食業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

(2) 大規模小売店舗立地法の規定(第4条第3項)による届出をした場合

大規模小売店舗立地法の規定による届出書の写し

¹ 日本標準産業分類に掲げる大分類 J - 卸売・小売業及び大分類 M - 飲食店・宿泊業のうち飲食店を営むもののうち、店舗面積 300 平方メートル超の店舗をいう。店舗面積は大規模小売店舗立地法第 2 条の定義による。